

金沢市子ども・子育て審議会運営要綱（案）

平成 25 年 11 月 日

金沢市子ども・子育て審議会決定

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、金沢市子ども・子育て審議会条例（平成25年条例第31号）第 7 条の規定に基づき、金沢市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の代理出席）

第 2 条 会長は、金沢市子ども・子育て審議会条例第 3 条の規定による委員が審議会に出席できないときは、あらかじめ委員本人から推薦があった場合に限り、代理出席を認めるものとする。

2 前項の規定により代理出席した者は、議長が認めた場合に限り発言することができるものとする。

3 前項の規定は、専門部会の会議について準用する。

（専門部会）

第 3 条 審議会に、次に掲げる専門部会を置き、それぞれ次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 児童福祉専門部会

ア 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議すること。（児童福祉法第 8 条第 3 項）

イ 児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興業し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすること。（児童福祉法第 8 条第 7 項）

ウ 里親への委託や児童養護施設の入所などの措置、措置の解除又は停止若しくは変更する場合に、意見すること。（児童福祉法第27条第 6 項）

エ 親権を行う者などの意に反し、児童の一時保護を引き続き行う場合に意見すること。（児童福祉法第33条第 5 項）

オ 被措置児童虐待の通報等による報告を受けた場合に意見すること。（児童福祉

法第33条の15第2項、同3項、同4項)

カ 保育所の設置認可に際し、意見すること。(改正児童福祉法第35条第6項)

キ 児童福祉施設の設備又は運営が基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる際、事業の停止命令を行う場合に意見すること。(児童福祉法第46条第4項)

ク 無認可の児童福祉施設の事業停止又は施設の閉鎖命令を行う場合に意見すること。(児童福祉法第59条第5項)

ケ 里親の認定をする場合に意見すること。(児童福祉法施行令第29条)

コ 児童虐待を受けた児童が、その心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析と再発防止のための方法について調査研究及び検証を行うこと。(児童虐待の防止に関する法律第4条第5項)

サ 母子福祉資金貸付金の貸付けをやめる場合に意見すること。(母子及び寡婦福祉法施行令第13条)

シ 幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等を行う場合に意見すること。(改正就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「改正認定こども園法」という。))第17条第1項)

ス 幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖命令を行う場合に意見すること。(改正認定こども園法第21条第2項)

セ 幼保連携型認定こども園の認可の取消しを行う場合に意見すること。(改正認定こども園法第22条第2項)

(2) 子ども・子育て支援専門部会

ア 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見すること。(子ども・子育て支援法第77条第1項第1号)

イ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見すること。(子ども・子育て支援法第77条第1項第2号)

ウ 金沢市における子ども・子育て支援事業計画に関し意見すること。(子ども・子育て支援法第77条第1項第3号)

エ 金沢市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。(子ども・子育て支援法第77条第1項第4号)

オ かなざわ子育て夢プランの評価及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(次世代育成支援対策推進法第21条第1項)

(ワーキングチーム)

第4条 円滑な運営を目的に、専門部会にワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームは、委員及び臨時委員で構成するものとする。

(会議の公開)

第5条 審議会及び専門部会の会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会又は専門部会の決議により非公開とすることができる。

(1) 会議の内容が、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第7条各号に掲げる情報のいずれかに該当するおそれがあるとき

(2) 審議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき

2 審議会の傍聴を希望する者は、あらかじめ別紙様式により金沢市子ども・子育て審議会傍聴申請書を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 傍聴者の定員は10人以内とする。

4 会長は、傍聴希望者が定員を超える場合は、抽出により傍聴者の人数を調整するものとする。

5 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。

(1) 審議会の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき

(2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき

(3) 審議会の過程で審議会が非公開とされた場合で、事務局の指示に従って速やかに退場しないとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

(会議録)

第6条 会議を開いたときは、その概要について会議録を定めなければならない。

2 会議録は原則公開とする。ただし、公開にあたっては、第5条第1項各号に規定する事項は除くものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉局こども福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会に必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 月 日から施行する。